

(表面)

町民税・県民税 申告書(課税方式選択用)

※この申告書は、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する際に使用してください。

長瀬町長様

年 月 日提出

現住所											
1月1日現在の住所											
フリガナ										印	
氏名											
個人番号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号									
課税方式	(上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、選択する課税方式に <input checked="" type="checkbox"/> してください。)										
	<ul style="list-style-type: none"><li>• 配 当</li><li style="margin-top: 1em;">□申告不要 □総合課税 □分離課税</li><li>• 譲 渡</li><li style="margin-top: 1em;">□申告不要 □分離課税</li></ul>										
その他の申告に関する事項											

(裏面)

## 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択

平成29年度税制改正において、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、住民税申告書が提出されている場合には、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課すことができるようになりました。これにより、例えば、所得税は総合課税、住民税は申告不要というような、課税方式の選択が可能となります。

異なる課税方式を選択する場合は、所得税の確定申告書とは別に住民税申告書を提出する必要があります。

### ○住民税申告の際の注意事項

- (1) 申告期限は、納税通知書が送達されるまでです。納税通知書が送達されている場合には、遡及して課税方式の変更を求めるることはできません。
- (2) 選択した課税方式を明確にするため、表面申告書の上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について選択する課税方式にチェックマークを記入してください。
- (3) 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等を申告された場合(総合課税又は申告分離課税を選択した場合)は、「扶養控除・配偶者控除の適用」、「非課税判定」、「国民健康保険税(料)・介護保険料・後期高齢者医療保険料」等の算定の基準となる所得に含まれます。

### ○課税方式

上場株式等の各所得に係る住民税の課税方式は、次のとおりです。

所得区分	課税方式
配当所得	・申告不要 ・総合課税 ・申告分離課税
譲渡所得	・申告不要 ・申告分離課税

### ○お問い合わせ先

(所得税に関すること)

秩父税務署

〒368-0034

秩父市日野田町1丁目2-41

電話:0494-22-4433

(住民税に関すること)

長瀬町役場 税務会計課 課税担当

〒369-1392

長瀬町大字本野上1035番地1

電話:0494-66-3111

内線112・115